

会員施設からよくある問い合わせについて

令和2年4月13日版

項目	質問	回答	参照	NO	
基本施設サービス費の算定要件	指標の考え方①	新型コロナウイルスの影響で、在宅復帰等できず、指標の算定ができません。何か緩和措置があるのでしょうか	都道府県等の要請や施設が自主的（この場合は事前に都道府県等に報告し、記録を残すことが必要）に、入退所を一時停止または一部のみ中止した場合、あるいは通所リハや短期入所等の併設サービス事業を全部又は一部を休業した場合は、指標の算出に当たって使用する月数に、その月は含めないとする取り扱いになります。従って、上記の場合、新型コロナウイルスの影響が出る前の施設類型を継続できることとなります。	1	
	指標の考え方②	施設類型を決める指標の項目で、入退所前後訪問指導割合がありますが、訪問しようとする家族にこの時期だから来ないでほしいと言われる。この訪問指導については何か緩和措置はないのでしょうか。	訪問指導割合部分のみでは今のところ緩和措置はありませんが、例えば、退所先の社会福祉施設等から新型コロナの影響（感染拡大防止の観点）で、今は入所を受け付けられませんかとお断りされるケースがあると思います。このような場合は、入退所の一部中止にあたりますので、上記にあるような指標の取扱いと同様となります。そういう意味で各指標ごとではなく、施設類型全体にかかわるQ&Aとなっております。	2	
	充実したリハについて	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、週3回のリハビリをやらなくてもよいのか。	感染拡大防止の対策を踏まえて、リハビリを行って頂く事となります。 （社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2））では、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリ又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があることから、リハビリ等共有スペースで実施する場合は、以下に留意するものとする。 ・ リハビリ等の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。 ・ 定期的に換気を行う。 ・ 利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。 ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。 ・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。 ・ 職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。	介護保険最新情報Vol. 808 （社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2））	3
通所リハビリテーション	リハビリ会議について	新型コロナウイルスの影響で、家族側がリハビリ会議に参加できない場合、リハビリ会議を行わなくてもよいのか。	リハビリ会議の構成員として、利用者又は家族等が位置づけられていますが、今までもリハビリ会議の開催の日程調整を行ったが、構成員の事由等により、構成員が参加できなかった場合には、その理由を会議録に記録するとともに、欠席者にはリハビリ計画書及び会議録の写しを提供する等、情報の共有を図ることになっており、家族が参加できない場合も想定されております。一方、過去のQ&A（介護最新情報Vol. 454）では、サービス担当者会議に参加して「リハビリ会議と同様の構成員によって、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有した場合は、リハビリ会議を行ったとして差し支えない。」とあります。その「サービス担当者会議」について、今回のQ&A（介護保険最新情報Vol. 773・809）では、居宅介護支援のサービス担当者会議については、感染者が発生していない地域での開催の場合でも、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能であるとされております。以上を参考に会議の開催方法をご検討ください。	・リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書の事務処理手順及び様式例の提示について ・介護保険最新情報Vol. 454 ・介護保険最新情報Vol. 773 ・介護保険最新情報Vol. 809	4